



2025年5月13日

各 位

会 社 名 天龍製鋸株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大石 高彰  
(コード:5945 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役経営管理部長 堀内 敏晴  
(TEL. 0538-23-6111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月26日開催予定の第172期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2025年6月26日開催予定の第172期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第28条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第33条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月26日 (予定)  
定款変更の効力発生日 2025年6月26日 (予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p>
<p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 8 条～第 12 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 条～第 11 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は、9 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(員数) 第 18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第 20 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第 29 条 当会社の監査役は、<u>4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u> 第 30 条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第 36 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>令の限度において、締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 当社は、第 172 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免 除することができる。</u>